

平成29年6月9日
建設部住宅支援課

災害危険区域内での住宅再建された住居の引越し費用支援について

災害危険区域内で、市の建築制限適用除外認定を受けて住宅再建された方は、災害危険区域への居住を勧めない観点から市の独自支援の補助対象外としてきましたが、市の建築制限適用除外認定を受けて災害危険区域に建設された災害公営住宅に入居される方には、市の独自支援制度の移転費（実費、上限20万円）の補助を設けています。一方で個別に個人で市の建築制限適用除外認定を受けて住宅再建された方には同様の補助がないことから、転居する際の負担軽減を目的に市独自支援として移転費を助成します。

1 内 容

災害危険区域内で、建築制限適用除外認定を受けて住宅再建された方への入居時の移転費（実費、上限20万円）を助成します。

2 対象者

次のいずれの条件も満たす者

- ・本市の建築制限適用除外認定を受けて建築し住宅再建した者
（気仙沼市災害危険区域に関する条例施行規則）
- ・他の補助制度を利用していない者

3 対象件数

約120件

- ・除外認定22件・・・申請件数（平成28年度末時点）
- ・内湾アンケートによる79件・・・アンケート結果（最大）
- ・鹿折・南気仙沼低地ゾーン19件・・・想定（除外認定申請件数を参考）

4 所要額

2,400万円（@20万円×120件）

5 財 源

東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建分70億4,500万円）

※平成29年度の補助額13億1,800万円の中から執行します。

6 周知方法

気仙沼復興ニュース・気仙沼市のホームページに掲載します。